

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 任天堂株式会社

【英訳名】 Nintendo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 俊太郎

【本店の所在の場所】 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

【電話番号】 075-662-9600(代表)

【事務連絡者氏名】 経営統括本部長 三宅 浩二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 8階  
任天堂株式会社 東京支店

【電話番号】 03-5217-3810(代表)

【事務連絡者氏名】 総務本部 総務部長 兼 東京支店長 赤坂 英也

【縦覧に供する場所】 任天堂株式会社 東京支店  
(東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 8階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月26日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入を決議し、本制度に基づき、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、自己株式（以下「本割当株式」といいます。）の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

任天堂株式会社 普通株式

### (2) 処分数

46,240株

### (3) 処分価格及び資本組入額

( ) 処分価格 6,859円

( ) 資本組入額 該当ありません

(注) 処分価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

### (4) 処分価額の総額及び資本組入額の総額

( ) 処分価額の総額 317,160,160円

( ) 資本組入額の総額 該当ありません

(注) 処分価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

### (5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

### (6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員 342名

### (7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません

### (8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から対象従業員に対して支給される金銭債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

#### 本割当契約の概要

##### 1. 譲渡制限期間

2026年9月15日から当社の使用人の地位を退職するまで

## 2. 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、当社との間で締結する本割当契約に定める2026年度に係る勤務開始日（以下「対象勤務開始日」という。）から1年間の期間中、継続して、当社の使用人の地位にあったことを条件として、対象従業員が譲渡制限期間の満了時点で有する本株式の数に対象従業員の退職時点の年齢に応じた割合（50歳以上：100%、50歳未満：70%とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。）の本株式について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

## 3. 本役務提供期間中に、対象従業員が契約期間満了、定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱い

### 譲渡制限の解除時期

対象従業員が、本役務提供期間中に当社の使用人の地位を契約期間満了、定年その他の正当な事由（死亡による退職を含む）により退職した場合には、対象従業員の退職の時点をもって、譲渡制限を解除する。

### 譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象勤務開始日を含む月から対象従業員の退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数に対象従業員の退職時点の年齢に応じた割合（50歳以上：100%、50歳未満：70%とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。）とする。なお、上記の定めに関わらず、当社の取締役会が正当であると決定した場合については解除株数及び在任期間に応じて規定する割合を合理的に調整できるものとする。

## 4. 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記3.に定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得する。

## 5. 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は当然に無償で取得する。

## 6. 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容について同意するものとする。

### (9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象従業員からの申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

### (10) 本割当株式の払込期日

2026年9月15日

(11) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号